特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２号
香川県観音寺市木之郷町1795番地１
清算株式会社　コトブキ商事株式会社
代表清算人　藤本　尊載
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の許可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
高松地方裁判所観音寺支部

監 督 命 令

平成２６年（再）第１号
宮城県多賀城市新田字下216番地
再生債務者　学校法人高橋学園
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　仙台市青葉区大町１丁目２－１　ライオンビル８階　ひろむ法律事務所　弁護士　斉藤　睦男
平成26年１月24日
仙台地方裁判所第４民事部

決議に付する決定

平成２５年（再）第５号
北海道石狩市新港中央３丁目760番地６
再生債務者　株式会社沼田椅子製作所
１　決議に付する計画案　平成25年12月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成26年２月21日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年２月10日
平成26年１月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第６号
旭川市神居町上雨紛430番地
再生債務者　旭川リゾート開発株式会社
１　決議に付する計画案　平成26年１月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成26年３月７日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年２月21日
平成26年１月24日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２号
名古屋市瑞穂区松園町１丁目30番地の２　株式会社あんしんネットあいち社員寮303号
再生債務者　太田　正一
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月13日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月20日から平成26年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第４６号
栃木県宇都宮市御幸本町4639番地11
再生債務者　新井　孝二
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第１４０号
埼玉県川口市南前川２丁目21番10―201号　アーバンハイツ南前川
再生債務者　安達　徹也
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１４４号
埼玉県桶川市大字下日出谷996番地の16
再生債務者　石橋　一男
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１４５号
さいたま市北区奈良町18番地35、旧住所埼玉県蕨市南町１丁目29番３号
再生債務者　小杉秋記夫
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１４８号
埼玉県川口市朝日１丁目14番17―403号　シュロス川口壱番館
再生債務者　深津　好行
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１５０号
さいたま市岩槻区日の出町３番８―２号
再生債務者　鈴木　貴之
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１５２号
さいたま市南区内谷６丁目３番15号
再生債務者　福井　淳二
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１８９号
千葉県市川市相之川２丁目13番５号
再生債務者　松田圭一郎
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月28日から平成26年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第３１０号
北海道石狩市樽川４条２丁目145番地
再生債務者　松本　一夫
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月３日から平成26年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３２４号
札幌市豊平区月寒西５条７丁目１番15―305号
再生債務者　菊井　　勉
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月３日から平成26年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３２７号
北海道千歳市柏陽４丁目７番地の12
再生債務者　濱口　　禅
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月３日から平成26年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部